

第32回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.4.7(水)13:30 - 15:16

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）

資料：第32回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料1	参考人略歴
参考人資料1	子ども虐待防止、社会的養護の現状と課題
参考人資料2	子どもの虐待防止
参考人資料3	社会的養護と最近の動向
参考人資料4	2009年11月11日読売新聞11面記事抜粋

< 検討会 議事概要 >

委員：第32回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会の予定は次のとおり。

本日は、現在検証中である子どもを虐待から守る条例に関し、児童虐待を巡る現状やその防止及び予防のための取組などについて調査するため、参考人のご出席を求めている。最初に、参考人の説明及び意見を聴取した後、それに対する質疑を行う。その後、委員間で討議を行う。

参考人の柏女霊峰氏の略歴は、お手元に資料1として配布したとおりであるが、柏女氏は、千葉県庁に入庁後、児童相談所で心理判定員として勤務された後、厚生省の児童家庭局企画課にも勤務されるなど、児童虐待へ対応する現場から、政策を立案する国までと、幅広いご経験をお持ちである。現在も、淑徳大学総合福祉学部で主に児童福祉について研究されるとともに、厚生労働省の社会保障審議会児童部会の委員や社会的養護専門委員会の委員長を務められている。

本日は児童虐待を含め児童福祉に関する専門的な知見に基づき、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたい。

参考人：ご紹介いただいたとおり子ども家庭福祉を専門としており、以前児童相談所で心理職として勤務した後、旧厚生省で勤務した経験も持ち、現在は民間の大学で研究しているものである。また、2004年から厚生労働省の子ども虐待による死亡事例等の検証会において437人の虐待による死亡事例の検証を行い、その報告書から見えてきたものもあるところである。今回は、三重県議会の本検討会にお声をかけていただき光栄である。

本日は、当方からの資料として4種用意させていただいた。1つ目は、本日の説明の全般に係ることである。2つ目は子ども虐待防止のための取組で、

最近の動向を取りまとめたものである。3つ目は、社会的養護の最近の在り方であり、虐待を受けた子どもを家庭から切り離し、新しい生活の場を用意することの課題や現状についてである。4つ目は、読売新聞の記事であり、死亡事例の検証から何を学んでいくべきか（私が）述べたものである。

参考人資料2に基づいて説明する。最初に、「子ども虐待とは」ということでその定義を説明しているが、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否すなわち不レ外、心理的虐待の4つのタイプがある。具体的な行為が虐待に当たるかどうかはその頻度や状況にもよるので一概には言えないが、子どもにとって有害であるかどうか判断基準とされるというものである。子ども虐待の件数については、近年急増しており、2008年度は4万2,664件。タイプ別に見ると、身体的虐待で全体の38.3%、不レ外（37.3%）、心理的虐待（21.3%）、性的虐待（3.1%）と続いている。近年、不レ外の割合が増加しており、近く身体的虐待と不レ外との順位が逆転するのではないかとみられる。

あらかじめ三重県の（「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく）年次報告に目を通したが、次のことが特徴として挙げられる。1つ目として、児童虐待の件数が全国のそれと比較して少ないということ。これは人口で比較するもので、三重県の人口比で虐待の件数を割り返す、三重県の人口は全国のその約1/70であるため、虐待件数もこれで割り返してみたところ、全国と比較して少ないところだった。また、特に平成20年度は急減しており、全国の2/3のレベルに下がった。2つ目として、不レ外の割合が低いということが挙げられる。その代わりに身体的虐待が多い。3つ目として、虐待を受けた子どものうち施設へ入所している子どもの割合は、全国並みである。4つ目として、里親養護の割合は、三重県は全国よりやや高く、三重県が約15%、全国が約10%である。これらのことから今の段階ではっきりしたことは言えないが、次のことなどが窺える。児童虐待の件数が少なく不レ外の割合が低いということは、児童虐待がまだまだ潜伏している可能性が高いとも考えられる。あるいは、三重県では平成15、16年頃急増し、以降頭打ちとなりさらに平成20年度に減少しているという状況から、三重県の場合は他県の場合よりも早めに通告する状況が増えたとも言えるかもしれない。三重県の児童相談所がきめ細かな対応をしているために、事件として上がってくるべきものはすでに上がってきているという状況なのかもしれない。

次に、子ども虐待の要因と影響についてであるが、子ども虐待は、親の成育歴も含めた親自身の問題、夫婦関係や家族の病気などのストレスな家庭状況、近隣や親族を含めた社会からの孤立、手のかかる子、育てにくい子など子ども自身の要因、親子分離体験、相性の悪さなど親と子どもとの

関係をめぐる状況などの複合要因がもとになって発生すると考えられている。さらに、子育てなど手間暇かかることを厭う社会状況、母親のみに過重にかかる子育ての負担、孤独な子育て、子育てと就労・社会参画の両立困難といった子育てに対する社会的応援の少なさといった社会の有り様も影響していると考えられている。すなわち、単一の要因で起こるわけではない。また、その影響として、子ども虐待により子どもは大きな影響を被ることとなる。例えば発育障害や認知的発達障害など。まさしく、人間は食べ物のみ与えれば生きていけるというものでなく、併せて愛情を注ぐことによって成長することができるといえると思われる。そのほか、そのトラウマゆえに、対人関係や感情生活に大きな影響を被ることとなり、たとえば、感情コントロールの障害や愛着形成の困難さ、虐待的人間関係の再現傾向など。虐待的人間関係の再現傾向とは、虐待された子どもは、自分を大切にしてくれる大人が信じられず落ち着かず、そのような者に対してわざと怒らせるような行動を取り、それに大人が怒って虐待を行ってしまうと、やはり大人はこういうものだということで子どもは逆に落ち着くという、このサイクルに巻き込まれてしまうという意味で、施設の職員が対応に疲れ切ってしまうという状況がある。

一方、虐待をする親も苦しみ、虐待という自らの行為に影響を受けることとなる。虐待してしまう親も多くの課題を抱え、また、自己の虐待行為によってさらに傷を深くしてしまう。親もまた、自分の人生を肯定したいと願っており、多くの援助を必要としていると考える。

子ども虐待への制度的対応としては、まず、学校や児童福祉施設などの団体並びにそれらの職員には子ども虐待の早期発見に努める義務が規定されている。また、子ども虐待を発見した者は誰でも市町村、児童相談所等に通告する義務を負っている。これについて、当初児童虐待防止法が制定された頃は、虐待を通告することは施設の職員だけがその義務を負うというものであったが、その後、最初の改正で学校も含めることとなった。現在は、市町村が児童相談の第一次的窓口となり、緊急の場合や深刻な事例などは児童相談所も直接受け付けているという状況である。

通告を受けた市町村、児童相談所は速やかに安全確認、これは48時間以内に行い、立入調査や一時保護、判定など専門的な対応が必要な場合には、市町村から児童相談所に送致のうえ児童相談所が対応することとなっている。児童相談所は、必要に応じ保護者に対する援助や子どもの児童福祉施設入所措置や里親に対する委託を行う。また、調査や援助に関する親権者の同意が得られにくい場合などにおいては、立入調査や都道府県児童福祉審議会の意見聴取、家庭裁判所に対する施設入所承認の家事審判請求、親権者に対する親権喪失宣告の請求なども行われる。加えて、現在、法務省や厚生労

働省では虐待を行った者の親権の一時停止の是非について検討が行われているところである。

2008年度からは、子ども虐待が疑われる場合の子どもの安全確認をめぐる保護者に対する出頭要求、立入調査が拒否された場合に、子どもの保護を目的として、裁判所の令状に基づき家庭に対する臨検・捜索を行う仕組みの制度化、被虐待児童に対する保護者の面会・通信の制限の強化、つきまといの禁止措置も実施されている。市町村においては、自ら対応できる援助を行うほか、児童相談所から送致された事例や施設から帰省中ないしは家庭復帰した事例などについて、要保護児童対策地域協議会を組織、活用してネットワークによる援助を進めている。これは多様な専門職の合議によって、いずれの措置を講じるかなど対応していくこととなっているものである。

虐待によって傷つけられた子どもたちには、専門的な治療的養育のほか、温かで一貫したケアの継続、子どもたちが自らの責任ではない事情で引き受けなければならなかった現在の境遇に対する納得や親に対する感情の整理などの支援を行っていくことが必要とされている。これはすなわち、子ども自身が悪いというわけではないのに、子どもが施設に入らなければならないという状況になったとき、子どもとしては親が家を出て行けばいいのではないかと考えるようになる。このような気持ちの整理を助けるというケアも必要だったりする。2009年度からは、里親養育の拡充や小規模住居型児童養育事業いわゆるファミリーホーム等の制度化で親に代わって育てるという取組が全国で増えているもの、自立支援の強化例えばアパートを借りることなどの支援、被措置児童等虐待いわゆる施設内虐待の防止等社会的養護の拡充、改善も実施されている。

子ども虐待防止のための地域における対応としては、子ども虐待に対する行政や専門機関の対応が充実しても、子どもがそこに繋がらなくては意味がないというものである。通告とは、悩み苦しむ家族を援助のルートに繋げる手段であり、決して親を告発することではない。通告後は専門機関との連携に心がけ、要保護児童対策地域協議会など関係機関・施設が一堂に会した事例検討会議に参加するなどして、そこで役割分担をして協力しつつ応援していく必要がある。役割分担というのは、言い方は悪いがみんなの責任は誰の責任でもないという状況にならないようにする必要があるということである。

子ども虐待死亡ゼロをめざしてとして、「病院からぐれ外で通告を受けた児童相談所が、安全確認のため家庭訪問をしたが拒否された。一方、近隣から度重なる子どもの泣き声通報を受けていた警察は、チラシを配布するなどしてその家をようやく特定し、訪問したが、虐待の事実は確認できなかった。両者の情報が付き合わされることなくときが過ぎ、やがて、家にとり残されて

いた3人の幼児のうち、第3子が脱水をともなう著しい低栄養のため死亡した。」この事例は、2009年7月14日、厚生労働省の専門委員会が公表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について - 第5次報告」に掲載された事例である。この事例では、6才の第1子は、第3子の世話をするように親から言いつけられていたが、何もすることができないまま、第3子が亡くなってしまったというものでした。これは同時に、この第1子は、将来自分が第3子を助けてあげられなかったという負い目も背負って生きていくこととなったというものでもある。2004年10月に開始された第1次検討から第5次報告まで437人の子どもの命が喪われた。これは、1年間に120人強の幼い命が子ども虐待によって奪われていることを意味している。親子心中を除けば、年間5、60人で推移している。この中には、この事例のように、市町村や児童相談所等の関係機関が関わっていながら救えなかったいのちのほか、誰にも知られることなく終えた命も含まれている。虐待死に繋がるリスクとしては、[参考人資料1](#)表-1にあるとおり。特に、リスク要因の保護者の側面には、妊娠中からその問題が発生しているものであり、昨年からの問題の窺える特定妊婦に対して、要保護児童対策地域協議会がケースカンファレンスを行うといった取組を始めている。

子ども虐待をゼロにすることは困難かもしれない。しかし、虐待による死亡は、国民、関係者の努力によってゼロにすることができる。437人の子ども達が命の代償として大人に残した課題に、真摯に向き合うことが必要とされている。

以上のことは、[参考人資料4](#)でも述べているところである。

次に、[参考人資料3](#)に基づいて説明する。

「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と、児童憲章に謳われている。また、児童福祉法第2条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定している。さらに、子どもの権利条約第20条でも、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定している。

しかし、例えば虐待などによって親とともに暮らしていくことのできない子どもたちに、家庭に替わる養育環境や、不適切な家庭環境の下で子どもたちが蒙った心身の痛手をケアしていくために社会が用意した養育環境の体系を、社会的養護と呼んでいるものである。社会的養護は、まだ十分にこなれた言葉ではないが、行政等で使われてきた言葉である。社会的養護の中には、

里親など子どもを家庭的な環境のなかで養育する家庭的養護と、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育されるいわゆる施設養護とがある。施設養護は、通常、大舎制、小舎制等と呼ばれる多様な運営形態がとられているが、基本的には集団生活、複数の職員による交代制勤務による生活が前提である。近年は、地域小規模児童養護施設やエトケアが制度化され、できれば地域の中で、あるいは家庭的な環境で生活ができる運営形態も工夫されつつあるという状況である。家庭的養護は、原則として、夫婦などと継続的関係を保つ個別的養護を前提としている。家庭的養護の代表的なものは里親制度であるが、平成 21 年度からは、5、6 人の子どもを家庭的な環境で養育するファミリーホームが第 2 種社会福祉事業として法定化されている。

図-1 は、全国の要保護児童の社会的養護の現状であるが、三重県においても同程度の状況である。また、三重県の児童養護施設の入所率は 86.6%、乳児院の入所率は 91.4%と、必要な全数を満たすことができる施設を有していると言える。

検討課題としては、社会的養護というものは戦後その制度が創設されたものの中では、唯一、その基本形態を変えていないということにある。現行の社会的養護制度は、戦後、児童福祉法の施行とともに成立した。もともと子育ては、親族や地域社会の互助を前提として行われており、戦後にできた児童福祉法はこの互助を前提とし、親族や地域の互助においては対応できない子どもや家庭があった場合に、その子どもを要保護児童と認定し、行政機関が職権でその子どもを保育所や児童養護施設等の施設に入所させて福祉を図るという構造をとった。つまり、社会的養護は、「要保護児童の保護を、機関委任事務として国家責任のもとに市町村や都道府県を通して保障する」という基礎構造のもとに成立した。こうした経緯により、社会的養護においては「子どもの最善の利益」を保障する「公的責任」が強調される。しかし、この公的責任を論拠にするだけでは社会的養護のもとに置かれる子どもはますます増大し、根本的解決には至らない。しかし、社会的養護は戦後に成立した福祉のなかで唯一とあってよいほど、現在に至るまでその基礎構造を変えていない。機関委任事務から自治事務になり、施設の運営費も国が 5 割及び都道府県が 5 割を負担するというものであるが、他方、市町は一時的な相談窓口となるのみで、一時保護をしてほしいと思ってもその財源は県の負担となるというものである。このようなところに制度の切れ目があり、間に落ちてしまう子どもがいるので、重層的なシステムが必要と考えるところである。施設養護においては「大舎制養護」が過半を占める状況であるが、「家庭的養護」の促進は 1954 年に厚生省児童局が発刊した『養護施設運営要領』においてすでに指摘されていた。しかし、小舎制となると職員が交替勤務制と

なり、財源が必要となる。また、里親委託も、昭和 30 年代前半には委託児童は 1 万人近くになったこともあったが、政府による強力な政策誘導がなかったこともあり、その後は社会環境や時代背景の変遷とともに減少していくこととなった。

さらに、高度経済成長期の人口の都市移動による児童人口の偏在化に社会的養護体制が対応できなかったため、施設定員の地域偏在も著しくなっている。この結果、児童人口に比べて施設定員の多いところでは施設入所が選択されて里親委託が少なくなり、その反対に、都市部など施設定員が少なくなったところでは、在宅支援が選択されがち、里親委託割合が高いという傾向が生じている。こういう意味で、本来児童相談所の客観的な基準によって決められるべき社会的養護サービスの利用が、供給者側の実情によって左右されてしまっている可能性があるといえる。また、待機児童問題などが顕在化せず、潜在化している可能性がある。

このような状況を受け、社会的養護の課題には、社会的養護の需要予測と整備計画の策定すなわちこれに基づいて三重県でも次世代育成支援行動計画が策定されたところであるが、その他家庭的養護の拡充、施設のケア単位の小規模化・地域化などのほか、施設の専門機能強化、サービス間の財政格差の是正、里親支援の強化、家庭支援の拡充とサービス間の連携の強化、専門職の再構築、自立支援などの課題が山積する状況となっている。さらに、社会的養護の実施主体が都道府県となっていることから、市町村の役割強化も大きな課題であり、併せて都道府県と市町との切れ目がない支援が必要とも考えている。

2008 年児童福祉法の一部改正が行われ、里親制度の拡充と新たな社会的養護形態としての小規模住居型児童養育事業の創設、施設におけるケアの小規模化の推進、施設内虐待への対応が講ぜられた。子どもにとって家庭的な養護という当たり前の生活が最も自然であり、それが子どもにとっての利益となるという考えに立っている。もっとも、家庭的環境や小規模ケアには、外部の目が届きにくいなどの課題もあり、それを克服する方策として、施設や里親に対する監査やサポート体制を整備することも求めている。今回新たに被措置児童等虐待の防止が制度化されたものである。

また、小規模グループ養育に関し、里親でも施設でもない第三の場としての小規模住居型児童養育事業いわゆるファミリーホームが制度化された。ファミリーホームは、2010 年 2 月 1 日現在、53 か所あり、2010 年度中に 65 か所が開設予定と、政府が「子ども・子育てビジョン」において 2014 年度末の目標値として掲げた 140 か所に近づきそうな勢いである。ファミリーホームは、児童養護施設職員として 2 年の経験があれば開設することができるものであり、普及が期待され

る。

これからの社会的養護としては、里親の拡充など表2に掲げられた目標の達成が求められる。里親等委託率は、目標16%となっているが三重県ではほぼこの目標に達する水準となっており、専門里親登録者とはいわゆるファミリーホームである。今後の対策の視点は大きく2点、一つは、里親制度の拡充やファミリーホームなど々の小規模化を進め、社会的養護を地域に拓いていくこと。そのためには、社会的養護の財源及び権限を都道府県ではなく市区町村を中心に再構築し、社会的養護を地域全体で支え考えるシステムにしていくことが必要と思われる。社会的養護の下にある子どもたちにとって必要なことは、子どもを家庭から切り離すことはあっても、そのことによって地域から切り離されることがあってはならないということ。子どもは、たとえ家庭から切り離されたとしても、それ以外の成人たち、すなわち地域に存在する社会的親によって見守られ、仲間とともに成長していく権利が保障されなければならない。もう一つは、社会的養護サービス提供を供給者中心から利用者の視点を組み込んだものにしていくこと。そのためには、利用者の意見が供給体制に反映できる仕組みとする必要がある。社会的養護は、これから大きな改革期を迎えると思われる。

私からの説明は以上である。

委員：あらかじめ資料に基づいて委員から質問が提出されている。この質問2点についてお聴きしたい。

1点目の質問は、暴力をふるう家庭で育った親は周りや子どもに暴力をふるう傾向にあったり、経済的に追いつめられた家庭内のDVなどもよく聞く、虐待を受けた子どもだけでなく親のカウンセリング、また生活支援など一体的に対応している例はあるか？

2点目としては、教育現場でも3年以上のカウンセリングで教職員自身が潰れてしまう例もある。児童相談所の職員も同様だと思うが、このことを防ぐ手立てはどのようなものが考えられるか？

参考人：質問1については、2点の問題がある。一旦施設入所をしたが再び家族と一緒に暮らせるような支援については、現在試行段階というところである。親に対するペアレントング又はプログラムのため、東京や滋賀、神奈川などではプログラムが作られていると聞いている。また、生活支援と一体的に支援する例はあるかということであるが、虐待の施設入所は県で行われ、生活支援は市町の判断で行われる。当然両者の切れ目の問題はあり、生活再構築に向けた取組は必要である。

質問2については、いかなる意味なのか質問の趣旨を確認したい。

委員：教員がカウンセリング業務を3年程度担当すると、その教員自身が精神的に疲労

してしまうと聞いたことがあり、このような事態を防ぎ、加圧リッパをする者を支える手段としてはいかなるものがあるか、という質問である。

参考人：児童福祉司のストレス調査の研究を読んだことがあるが、その結果として専門職として情緒的消耗感が高い、社会福祉の分野の中で専門職として達成感が低い、EPA-ションの面で抱える案件が40件を超えると消耗感が高まるというものであった。これらを防ぐ手立てとして、自分は専門的に研究しているわけではないが、スルッ-ヒェンション体制といってスルッ-ハィザ-が付くことや、ゆとり、仲間がいること、定期的な人事異動などが必要といわれている。

委員：わかった。

委員：4点質問したい。

1点目として、施設のことであるが職員の定数はずっと改定されていないのか。最近、施設内の環境整備が図られていると聞いているが、どのような状況なのか。

2点目として、ファミリーホームが増加しているということであるが、里親とファミリーホームとの違いは何か。

3点目として、地域の見守りが重要で、未就学児童のため今後に望まれる体制とはいかなるものか。

4点目としては、高齢者などのようなケアマネジヤ-が、将来的には必要ではないかと考えられるがいかがか。

参考人：1点目に関する施設職員の配置基準については、国でタイムスタディ調査を行ったところである。地域や施設といった場所の面や昼間、夜間といった時間の面で、人的に厚いところと手薄なところを把握し、どの程度が適当か検証が行われている。この勉強会が行われ、今年度中に結論が詰められる見通しである。

2点目の里親とファミリーホームの違いについては、里親とは1~4人の子どもを預かるものであり、ファミリーホームは5、6人の子どもを預かっているという違いが挙げられる。そもそも自治体がこれらのような形態で独自に支援していたものを、(国の支援対象等として)制度化するに当たって別の仕組みにする必要があって(線引きをする必要があり)制度化したというものである。ファミリーホームのメリットとしては、職員を雇うことができるという点である。

3点目の未就学児童については、こんにちには赤ちゃん事業で必要と判断したケースにはヘルパーや保育士を派遣したりして対応している。さらに、親子を、独立した施設のつどいの広場などに結びつけるようにしたり、要保護児童対策地域協議会でチェックを強化するという仕組みも設けられている。

4点目のケアマネジヤ-が大事ということについては、石川県では子育て支援

プランを作ることによって充実させている。

委員：地域の見守りの中で NPO の果たす役割も重要と考えられる。NPO や民間の参画が重要なことと認識している。

委員：次の 3 点について原因を明らかにし、その改善を図る必要があると考えている。すなわち、1 点目として、児童虐待が増加している原因として、核家族化が挙げられ、親の生活環境で地域コミュニティとの関係が少なく、きずなが少なくなったことも指摘される。これらの他に虐待の増加している原因があればお聞きしたい。

2 点目として、児童養護施設の在り方として、どのようなものが望ましいのか社会情勢の変化に伴い、変わってきているのではないかと考える。

3 点目として、例えば 18 才で虐待を受けた場合など 18～20 才の間は児童ではないが成人でもない。法の盲点となっていると思われるが、何か対策が必要なのではないかと思われるがいかがか。

さらに追加で、本県の子どもを虐待から守るための条例について、何か不備などご指摘の点があれば承りたい。

参考人：1 点目の児童虐待の増加の原因について、貧困の拡大も一因であると思われる。その他、社会的孤立や地域からの孤立も含めた孤立などが挙げられる。最低限の生活の保障からも切り離され、社会的に排除されたというもののさえある。

2 点目の児童養護施設の在り方として、いかなる方向へ向かうのがよいのかについては、ユニット化された施設すなわち本来の施設としての機能と最近の小規模型の機能との両方を兼ね備えた形態が理想ではないかと考える。

3 点目の 18～20 才の間は法の盲点ではないかという点について、児童福祉法は確かに 18 才未満を対象としているが、児童虐待の対象としないというものではなく、所要の対応ができないわけではない。

4 点目の三重県の条例については、私自身が、平成 18 年石川県で子ども条例の立案を手伝う際、参考にさせていただいたものである。改善すべき点としては、特に思い当たらない。

委員：わかった。

委員：三重県における児童虐待の傾向として、不登校の割合が低く潜在化しているかもしれないということだった。今後、それへの手立てとしていかなることが有効か、教えていただきたい。

次に、全国共通の児童虐待に対する相談電話について、私はその存在を知らなかったところである。このような専用ダイヤルを周知するなど、子ども自身が相談しやすい環境を整えるための取組を行っている先進事例があれば教えていただきたい。

参考人：児童虐待が潜在化しているのか否かといった点については、詳細に検証してみないとわからない。例えば相談件数を市町別に見てみたり、全国の初見以外の状況をしっかり見てみるなどして分析してからでないと、適切なことは言えない。

2点目の子どもが相談しやすい環境整備の先駆的な事例については、おそらく中央児童相談所が子ども110番などを設けて行っているのではないかと。しかし、子どもに周知されていないという可能性はある。しかし、そもそも児童相談所とは子どもにとって怖いところであり、そのようなところへ相談することによって家族が引き離されてしまうかもしれないと考えるものである。従って、児童虐待への対応として行政が行うことと、民間レベルでの相談対応などの取組とが、繋がるような仕組みが必要と考える。

委員：1点目については、市町別の相談件数の分析や、要保護児童対策協議会でどのような取組が行われているかを調査することによって、三重県独自でも考えていくことができるという回答だった。

また、2点目のことについては、三重県としても声なき声を届けられる場作りを行っていきたいと考える。

委員：里親の拡充が必要であるということだったが、これからの里親の在り方としてはどのようにあるべきか。

参考人：里親の方々のご苦労や心づくしには頭が下がる思いである。経済的な支援だけで十分なわけではないが、それも含めて支援を充実させていかなければならないと考える。最近、第一子里親制度に対する財政的支援が増額されたが、それでも、施設で児童一人当たりには要する経費と里親の場合との格差は大きい。あるいは、里親が家庭内で子どもとの関係に行き詰まった時、例えばショートステイやカンで集う機会など、具体的なサービス支援を充実させることが必要と考えている。

委員：施設内虐待とは、どのような状況で起こるものなのか。

参考人：原因として、虐待された子どもは自分に対して優しく心にかける大人が信じられない。優しく接せられると、そのような経験がないため信頼できず逆に不安になるものである。そのため、大人の怒りを引き起こすような行動を、意図的あるいは無意識に取ってしまい、それで大人が怒るとやはり大人は信用できないと納得し、安定するというサイクルがある。このようなサイクルに大人が巻き込まれてしまい、施設内で虐待をしてしまうなどという事例がある。

それ以外にも、職員の配置基準はクリアしているものの職員が未熟であるとか、ほとんどの施設に保育士が配置されているが、保育士は就学前の乳幼児の保育について勉強し、実習していても、中学生などの対応を学ばないまま

配置されたために、適切に対応できないなどのケースもある。これらへの対応として、専門職の養成が求められるところである。

委員：以前、児童養護施設は虐待を受けた子どもはほとんどいなかったため参考人ご説明のような状況は、ほとんど起こらなかった。しかし現在では、ほとんどの子どもが虐待を受けた者であるため、それらへの対応が必要であると聞いている。

委員：参考人質疑はここまでとする。

参考人におかれては、本日大変ご多用中の中ご出席いただき、感謝する。賜わった意見を参考として、今後の議論に生かしていきたいと考えている。ご退席願う。

委員：先ほどの参考人意見聴取を踏まえ、委員からご意見はあるか。委員からこの際、この検討会を通じ県民に訴えたい意見などはないか。

委員：本日の検討会はこれで終了する。次回の日程等は、追って連絡する。

(終了)